

議案第71号

山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定
について

山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり37時間30分までの範囲内で、任命権者が定める。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

3 任命権者は、職務の特殊性その他の事由により第1項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とするパートタイム会計年度任用職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、1週間当たりの勤務時間に応じ、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、職務の特殊性その他の事由の必要がある場合において、第1項の規定にかかわらず、1週間ごとの期間について週休日を別に定めることができる。

4 任命権者は、前条第3項の規定によりパートタイム会計年度任用職員の勤務時間を定める場合においては、第1項及び前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、別に週休日を定めるものとする。

（週休日の振替等）

第4条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項、第3項又は第4項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替（前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間（3時間30分を下らず4時間15分を超えない時間に限る。）をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定による週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、

勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、半日勤務時間を第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、会計年度任用職員に対して速やかにその内容を通知しなければならない。

(休憩時間)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、勤務の特殊性その他の事由がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条から第4条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に勤務することを命ずることができる。

2 任命権者は、前項に規定する勤務を命ずる場合には、会計年度任用職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(時間外勤務代休時間)

第7条 任命権者は、山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年山陽小野田市条例第〇号。以下「給与条例」という。）第9条に規定する時間外勤務手当又は同条例第25条に規定する時間外勤務報酬（以下「時間外勤務手当等」という。）を支給すべき会計年度任用職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当等の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する勤務日等をいい、同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された会計年度任用職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限並びにその請求手續その他必要な事項は、山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第42号）の適用を受ける職員の例による。

(休日)

第9条 会計年度任用職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（第7条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務すること

を要しない。

3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第12条 会計年度任用職員の年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において20日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。

2 年次有給休暇は、前年度に付与された年次有給休暇の日数を限度として、当該年次有給休暇の残日数を翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

第13条 前条の規定にかかわらず、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（会計年度任用職員を除く。以下「一般職の職員」という。）であった者が引き続き会計年度任用職員となった場合の年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、20日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。

第14条 前2条の規定にかかわらず、1週間の勤務日数又は1年間の勤務日数をあらかじめ明示することが困難な職務に従事するために任用される会計年度任用職員の年次有給休暇については、規則で定める。

(病気休暇)

第15条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇については、給与条例第18条及び第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当た

りの給与又は給与条例第22条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。

(特別休暇)

第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、特別休暇の期間については、規則で定める。

2 特別休暇は、必要に応じて1日、半日、1時間又は1分(パートタイム会計年度任用職員にあっては、1日、1時間又は1分)を単位として取り扱うものとする。

3 特別休暇のうち規則で定める休暇については、給与条例第18条及び第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与又は同条例第22条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、会計年度任用職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、給与条例第18条及び第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額又は、同条例22条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。

(介護時間)

第18条 介護時間は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一に継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例22条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第19条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の休暇等の手続については、一般職の職員の例による。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。